

# 告 示

## 埼玉県告示第三百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一〇―二―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市中央区本町西六丁目千百十二番一 他七十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百二十三・八二立方メートル